

例規 6 八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例

八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年6月26日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、八王子市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 八王子市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 八王子市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 八王子市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員から市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八王子市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 八王子市職員の給与に関する条例(昭和26年八王子市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(災害派遣手当) 第21条 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）の支給については、別に条例で定める。	(災害派遣手当) 第21条 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）の支給については、別に条例で定める。

(災害派遣手当支給に関する条例の一部改正)

3 災害派遣手当支給に関する条例(昭和38年八王子市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、八王子市職員の給与に関する	(趣旨) 第1条 この条例は、八王子市職員の給与に関する

例規 6 八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例

条例（昭和 26 年八王子市条例第 21 号）第 21 条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による八王子市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条において準用する場合にあつては、武力攻撃災害等派遣手当とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 44 条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。以下同じ。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

条例（昭和 26 年八王子市条例第 21 号）第 21 条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条において準用する場合を含む。）の規定による八王子市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条において準用する場合にあつては、武力攻撃災害等派遣手当とする。以下同じ。）の支給について必要な事項を定めるものとする。